第二百四条の六の次に次の二条を加える。

（協会への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第二百四条の七　第百九十八条第一項の規定による厚生労働大臣の命令並びに質問及び検査の権限（健康保険組合に係る場合を除き、保険給付に関するものに限る。）に係る事務は、協会に行わせるものとする。ただし、当該権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

2　前項に定めるもののほか、協会による同項に規定する権限に係る事務の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（協会が行う立入検査等に係る認可等）

第二百四条の八　協会は、前条第一項に規定する権限に係る事務を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2　前項に規定する場合における第百九十八条第一項の規定の適用については、同項中「被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付」とあるのは「保険給付」と、「当該職員」とあるのは「協会の職員」とする。

第二百八条第五号中「の職員」の下に「及び第二百四条の八第二項において読み替えて適用される第百九十八条第一項に規定する協会の職員」を加え、「若しくは同項」を「若しくは第百九十八条第一項」に改める。

本則に次の一条を加える。

第二百二十二条　協会の役員は、第二百四条の八第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、二十万円以下の過料に処する。

附則第五条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（国庫補助の特例）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第五条の三　平成二十五年度及び平成二十六年度においては、第百五十三条第一項中「給付費割合（同法第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同項第一号に掲げる額の割合をいう。以下この条及び次条において同じ。）」とあるのは「同法附則第十三条の五の四第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額に対する同法附則第十三条の五の二第一号に規定する調整対象給付費見込額（以下この条において「調整対象給付費見込額」という。）に同条第三号に規定する概算加入者調整率を乗じて得た額から調整対象給付費見込額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の割合」と、「に給付費割合を乗じて得た額」とあるのは「を基準として政令で定める額」と、附則第四条の四の規定により読み替えられた第百五十三条第二項中「、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）並びに」とあるのは「の納付に要する費用の額に高齢者の医療の確保に関する法律附則第十三条の五の四第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額に対する同項第一号及び第二号に掲げる額の合計額から、調整対象給付費見込額に同法附則第十三条の五の二第三号に規定する概算加入者調整率を乗じて得た額から調整対象給付費見込額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の割合を乗じて得た額並びに同法の規定による後期高齢者支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の納付に要する費用の額に同法附則第十四条の五第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同項第一号に掲げる額の割合を乗じて得た額並びに同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）及び」と、「当該前期高齢者納付金の額に給付費割合を乗じて得た額を除き、前期高齢者交付金」とあるのは「前期高齢者交付金」と、「当該額に給付費割合を乗じて得た額」とあるのは「前項の政令で定める額」と、第百五十四条第一項中「費用の額に給付費割合」とあるのは「費用の額に給付費割合（高齢者の医療の確保に関する法律第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同項第一号に掲げる額の割合をいう。以下この条において同じ。）」と、附則第八条の四の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（都道府県単位保険料率の算定の特例等）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第八条の五　平成二十五年度及び平成二十六年度においては、第百六十条第三項第三号中「並びに健康保険事業」とあるのは「、健康保険事業」と、「及び次条の規定による準備金の積立ての予定額（第百五十一条の規定による国庫負担金の額を除く。）」とあるのは「（第百五十一条の規定による国庫負担金の額を除く。）並びに第七条の三十一の規定による短期借入金の償還に要する費用の額に充てるものとして政令で定める額」と、同条第五項中「二年ごとに、翌事業年度以降の五年間」とあるのは「平成二十五年度にあっては当該年度開始後速やかに、同年度及び平成二十六年度の各事業年度についての、平成二十六年度にあっては当該年度開始前に、当該事業年度」とする。

2　協会については、平成二十五年度及び平成二十六年度においては、第百六十条の二の規定は適用しない。

（船員保険法の一部改正）

第二条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「法律は、船員」の下に「又はその被扶養者」を加え、「及びその被扶養者の疾病、負傷、死亡又は出産」を削る。

第五条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　第百五十三条の六の二第一項に規定する権限に係る事務に関する業務

第百五十三条第一項中「行うこととされたもの」の下に「及び第百五十三条の六の二第一項に規定するもの」を加える。

第百五十三条の五第二項中「同項中」の下に「、保険料又は保険給付」とあるのは「又は保険料」と」を加え、「「機構」を「日本年金機構」に改める。

第百五十三条の六の次に次の二条を加える。

（協会への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第百五十三条の六の二　第百四十六条第一項の規定による厚生労働大臣の命令並びに質問及び検査の権限（保険給付に関するものに限る。）に係る事務は、協会に行わせるものとする。ただし、当該権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

2　前項に定めるもののほか、協会による同項に規定する権限に係る事務の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（協会が行う立入検査等に係る認可等）

第百五十三条の六の三　協会は、前条第一項に規定する権限に係る事務を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2　前項に規定する場合における第百四十六条第一項の規定の適用については、同項中「被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付」とあるのは「保険給付」と、「当該職員」とあるのは「協会の職員」とする。

第百五十六条第四号中「の職員」の下に「及び第百五十三条の六の三第二項において読み替えて適用される第百四十六条第一項に規定する協会の職員」を加え、「若しくは同項」を「若しくは第百四十六条第一項」に改める。

第百六十条の二の次に次の一条を加える。

第百六十条の三　協会の役員は、第百五十三条の六の三第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、二十万円以下の過料に処する。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正）

第三条　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条の二中「規定する被用者保険等保険者」の下に「（健康保険法第百二十三条第一項の規定による保険者としての全国健康保険協会を除く。）」を加え、同条第三号中「次号において」を「以下」に改め、同条第四号中「概算加入者調整率」を「当該各年度における概算加入者調整率」に改める。

附則第十三条の三第三号中「次号において」を「以下」に改め、同条第四号中「確定加入者調整率」を「当該各年度における確定加入者調整率」に改める。